

第7回総務文教常任委員会会議録

1 開会日時 令和元年6月20日(木)午前10時0分

2 閉会日時 令和元年6月20日(木)午前11時56分

3 会議場所 議会委員会室

4 出席委員

1 番 永徳 省二君 3 番 佐藤 武君 7 番 大口 浩志君

1 2 番 北川 勝義君 1 6 番 下山 哲司君 1 7 番 実盛 祥五君

5 欠席委員

な し

6 説明のために出席した者

市 長	友實 武則君	副 市 長	前田 正之君
副 市 長	川島 明昌君	教 育 長	内田 恵子君
総合政策部長	安田 良一君	総 務 部 長	塩見 誠君
財 務 部 長	藤原 義昭君	教 育 次 長	藤井 和彦君
赤坂支所長兼 市民生活課長	土井 常男君	熊山支所長兼 市民生活課長	矢部 恭英君
吉井支所長兼 市民生活課長	是松 誠君	会 計 管 理 者	末本 勝則君
消防本部消防長	井元 官史君	秘書広報課長	小引 千賀君
政策推進課長	花谷 晋一君	総 務 課 長	小坂 憲広君
くらし安全課長	岡本 和典君	財 政 課 長	和田美紀子君
管 財 課 長	戸川 邦彦君	税 務 課 長	遠藤 健一君
監査事務局長	中永 光一君	教育総務課長	安本 典生君
学校教育課長	家森 康彰君	社会教育課長兼 スポーツ振興課長	土井 道夫君
中央公民館長	杉原 泉君	中央図書館長	矢部 寿君
中央学校給食センター 所 長	久山 勝美君	消 防 本 部 消防総務課長	檜原 秀幸君
消防本部予防課長	藤澤 真治君		

7 事務局職員出席者

議会事務局長 元宗 昭二君 主 事 松尾 康平君

8 審査又は調査事件について

1) 議第29号 財産の取得について

2) 議第32号 赤磐市火災予防条例の一部を改正する条例(赤磐市条例第14号)

3) 議第33号 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について

4) 議第35号 令和元年度赤磐市一般会計補正予算(第1号)

5) その他

9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（北川勝義君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから第7回総務文教常任委員会を開催したいと思います。

初めに、友實市長のほうから御挨拶をお願いしたいと思います。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変御多忙の中、第7回の総務文教常任委員会をお開きいただきまして、まことにありがとうございます。

きょうは天気がいいですけども、ちょうど今年の7月豪雨から約1年が来ようとしております。本年も雨季に入り、また豪雨等の災害に対してしっかりと対応できるよう準備を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

きょうの委員会への御審査をお願いする案件でございますが、6月の定例市議会に上程させていただいております議案案件、それからその他の項として令和元年度事業の進捗状況等について御報告をさせていただく予定でございます。何分にも慎重なる御審査の上、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げて、御挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入りたいと思います。

当委員会に付託された案件は、議第29号財産の取得についてから議第35号令和元年度赤磐市一般会計補正予算（第1号）までの4件であります。

それではまず、議第29号財産の取得についてを議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部のほうから補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 檜原課長。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） 消防本部資料をごらんください。

議第29号6月議会定例会提出議案のポンプ自動車更新事業に対しての補足説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

令和元年度に更新予定のポンプ自動車は、東洋ポンプ株式会社が4,042万9,380円で落札しておりまして、予算額に対しての落札率は98.6%です。また、議会の議決をいただいた後、本契約とし、令和2年2月28日の納車予定で進めさせていただきたいと思います。なお、現在の車両の進捗状況といたしましては、艀装に伴う設計を行っておりまして、9月末には仕様書に対

しての設計図が完了し、10月には車両の艤装に取りかかる予定でございます。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから補足説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） 従来の機能というか、ポンプ車と比べて、何かこういう機能がついているとか、新しく装備したとかというふうなことはあるんでしょうか。御説明のほうお願いします。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 檜原課長。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） ポンプ車は旧車両と何ら変わらない仕様でそのまま新規に更新をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○委員（永徳省二君） よろしいです。

○委員長（北川勝義君） ちょっと1点、本署へあるんかな、今あるのは。古いのはどうされるんか。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 檜原課長。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） 現在、本署にあるポンプ車、これをこちらの市役所の機動部の車両と入れかえをいたします。29年経過した本部機動部の車両を廃車にする予定としております。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） はい、ありがとうございました。

他にありませんか。

○副委員長（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 佐藤委員。

○副委員長（佐藤 武君） ちょっと念のために確認をさせていただきますが、艤装設計、艤装開始ということで、艤装というのは、いろんなのをつけ足すんだらうと思うんですけども、これで落札価格から大幅にふえるということはないんですよね。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 檜原課長。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） この最初の入札価格より上がることはございませ

ん。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○副委員長（佐藤 武君） はい。

○委員長（北川勝義君） もう1点。僕が言うのは要らんことじゃけど、その本部機動部が持つとる車が29年経過しとるからそれと交換するということで、それはまあようわかったんじゃけど、そうしたときにどっかに売却するのか、下取りするということでも、はっきり言うてしれた金額じゃろ、ただみたいなもんじゃろ。教育長、市長にお願いというか、考え方。どういうんか、消防活動に従事するいうて、安全・安心というたらおかしいんじゃけど、昔は消防のほうでも救急車のポスターを描けじゃとか、消防車のポスターを描けっていうて、展示とかいろいろやったり、特に消防が改造したりしてミニの消防車をつくったりして展示したりされようたと思うんじゃけど、この活用というのは、例えば言うたら吉井支所じゃねえけど置くとか、置けるところに展示して置いておくとか、例えば城南小学校がええかどうかわからんのんじゃけど、保育所とか中学校でも、中学校は消防車は展示で見るとはどんなか、保育所、幼稚園じゃったら喜ぶんでどっかへ展示するとか、ふれあい公園でもええんじゃけど、何かそういうことの考えがありますか。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） 車両が29年経過しておりまして、通常の車両であれば危険はないのでございますが、消防車両となりますと、大人が使う、プロが使うような仕様になっておりますので、子供がさわったりするには大人が常に見ておかないといけない、非常に危険が伴いますので、車両を展示して常に子供たちがさわったり、上ったりというようなところに置いておくのは、非常に危険かと思われまます。車両のほうも非常に古い車両ですので、廃車というような形をとらせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 消防車が29年たったからというて古いことはねえです。悪いこともねえ、はっきり言うて。走行距離やこうほとんど出とりやあせん。はっきり言うて。それから、置いとって今でも使えるけえ、常時エンジンをかけて使えというんだったら危険じゃけど、使うんじゃねえから、例えばどっかの小学校でも置いとっちゃって見るというのは、僕はええことじゃねえかなと思うて。そりゃあ、危険だというたらSLの機関車やこうなお危険、あんなん動いたら死んでしまうわ。それでもレールをつけて皆保管して置いとるがん。菊ヶ峠のところでも和気のところでも列車を置いたり休憩できるんじゃけん、そういうことも今後考えてもらいてえということを書いたかった。はっきり言うて、これを下取り出して29年たつとるというても、10万円とか20万円でもとってくれん、下取りとらんが。消防や専門言うたらお

かしいけど。はっきり言うて独占企業みてえなどこのところでも売りよるような、独占企業みたいなことをしようから何ぼかちょっとみんなもそう思うとるんじゃねえんか、腹の中じゃ。やっぱりそういうところじゃと有効に利用できる。もしこの機械が動くんじゃったら、前のときに消防車でいうたら、工業団地の中へ、この消防車を1台置いとつてもええんじゃないかという話も出た。いろいろ当時もあったんじゃけど、結果的に置かなんだんじゃけど。水出すのはできるけど、これは水出すんじゃねえ、ただ置いて見てもらうだけじゃから場所もできたら、じゃからそれで今檜原課長に僕はどうこう質問じゃねえ、市長、教育長って言うたんじゃ。できりゃあそういう施設も使うて運用してもらえりゃあええんじゃねえかなというて、これを下取りで50万円でもとってくれるんじゃったら、50万円でもとってもらいてえ。機具を使用してやろうというたら、そりゃあエンジンかけたりしたら大変なことじゃ、そんなんじゃねえんじゃから。できる方法があるんじゃねえかな。それ以上どうこう言いませんけど、今ごろ消防車を見るのが珍しい、救急車見るのが珍しいというんじゃねえけど、昔じゃたらなかなか僕らが子供のときに消防車を見るというたら、うれしいというんか、うれしいという言い方はちょっとおかしいけど、そういうのがあったから、向上心もあって、また将来的には赤磐市の消防に入るとか岡山市の消防に入りたいという人も出てくる、ええことじゃねえかなと今そう思うたんで、あえて言わせてもらったんです。またそういうことも教育面とか市のいろいろ、市長、教育長、今後考えていただきてえと思う。今回のことをどうこういうんじゃねえ、決定しとることを覆してどうこう言うつもりもありませんから。

他にありますか。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 今回の入札っていうのは、指名競争入札ですか。それとも一般競争入札ですか。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 檜原課長。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） 一般競争入札でございます。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員、よろしいか。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） これは両方とも岡山の会社ですよ。これはいわゆる岡山県外にこういうポンプ自動車業者はいるんでしょうか。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 檜原課長。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） 県外にもポンプメーカーはございますが、やはり修

理のときにポンプメーカーを県外から呼んできて修理というような形になりますと、即座に対応というのが非常に難しゅうございます。ということで、指定はしておりませんが、県内のメーカーが優先的に入ってくるというようなことでございます。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） ありがとうございます。

説明よくわかりました。ただ、1点だけ、入札が予算額の98.6%というのはかなり予算額に近いので、場合によってはもうちょっと広めたらもっと安く購入できて、税金を有効に使えるのかなと思ったんで。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければ、議第29号財産の取得については終わりたいと思います。

続きまして、議第32号赤磐市火災予防条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第14号）の説明を執行部のほうから補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

○消防本部予防課長（藤澤真治君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 藤澤課長。

○消防本部予防課長（藤澤真治君） それでは、議第32号赤磐市火災予防条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

お手元の資料の消防本部の資料1 ページ目の下段と新旧対照表、こちらのほうをお開きください。

最初に、新旧対照表、こちらのほうの第16条の説明をさせていただきます。

こちらにあつては、避雷設備に関する事項ですが、議会の初日、こちらの総務部長の細部説明のとおりでございます。

次に、29条の5、こちらのほうで表記のほうが作動時間が60秒以内というものの種別が1種というものになっておりますが、国の準則に基づいて表記が改められたものでございます。

次に、29条の5第6号になりますが、こちらにあつては住宅用防災警報器等の設置免除に関する事項ですが、内容としまして、現在全国的にふえつつある民泊施設は消防法により自動火災報知設備といった消防用設備の設置が義務化されています。しかし、緩和処置として面積が300平米未満のものに対して、簡易的な設備である特定小規模施設用自動火災報知設備といったものでもよいとされているところでございます。また、一般住宅には御存じのとおり寝室等に住宅用防災警報器の設置が必要なわけですが、今回の改正で従来から規定されておりました自動火災報知設備の設置に伴う住宅用防災警報器の設置免除といった内容に追加しまして、先ほど説明いたしました300平米以下の場合に設置が可能な特定小規模施設用自動火災報知設備

を設置した場合でも、住宅用防災警報器の設置免除が行われるといった内容の改正のものでございます。

以上で補足説明を終わりたいと思います。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから説明が終わりました。

質問がありましたら。

大口委員。

○委員（大口浩志君） 先ほどの説明の中に入っとったんかもしれないんですけど、自動火災報知設備と特定小規模施設用自動火災報知設備の違いは平米数による違いというように理解をすればいいんでしょうか。もし違っていたらどのように理解をすればいいのか教えてください。

○消防本部予防課長（藤澤真治君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 藤澤課長。

○消防本部予防課長（藤澤真治君） 特定小規模施設用自動火災報知設備にあつては、平米数で基準が定められております。300平米以下の施設に対してというものの規定になっております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 大口委員、よろしいか。

○委員（大口浩志君） はい。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

下山委員。

○委員（下山哲司君） この条例で平米数が変わったんじゃねんか、基準が。

○委員長（北川勝義君） 藤澤課長。

○消防本部予防課長（藤澤真治君） 平米数の変更等は今回の条例の中ではございません。自動火災報知設備は従来からゼロ平米から必要なもので、民泊施設にあつてゼロ平米から規定されておりました。特定小規模はこれも従来から300平米以下のものに使えるものという規定がございまして、条例のほうで特定小規模を使った場合の住宅用防災警報器の免除という内容のものでございます。

○委員長（北川勝義君） もうちょいわかりやすく、前から法律があつたんじゃろうけど。

下山委員。

○委員（下山哲司君） 例えで言うたら、吉井に商工会館を持っとるんだけど、吉井地域。火報つけろと言われて、つける準備を今しょんじゃけど、建てたときの規格だったらえかったのが、今平米数が変わったからじゃねんか、基準が。

○消防本部予防課長（藤澤真治君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 藤澤課長。

○消防本部予防課長（藤澤真治君） 平米数が変わったという内容のもののお答えとしましては、平成14年に法律が、自動火災報知設備は変わりました、それ以降遡及適応で指導のほうはさせていただいております。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 300が200に変わったんじゃないか。

○消防本部予防課長（藤澤真治君） 300のままでございます。

○委員長（北川勝義君） どっちみち300平米あるけん。

○委員（下山哲司君） 建ったときによくて、何で今いけんのかな。

○消防本部予防課長（藤澤真治君） 吉井のほうは、法律が変わる以前に建ってまして、14年の法律が改正後に遡及がかかって、それ以降の指導をさせていただいていたんですが、商工会館にあっては用途の変更が伴うものだったと思います。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 建てたときの用途で指定しとんじゃから、用途変更せえと言われたんじゃ、商工会へ。それじゃあ困るからという話になって、だから基準が変わったからせにやいけんのじゃという認識しとったんじゃないけど。せなんだら、今度のはのせるというて、半分は行政がかかわった施設じゃから、そりやせにやいけまあいうて。

○委員長（北川勝義君） のせるというのは何か。のせるいうて。

○委員（下山哲司君） そうじゃなしに。つけろというわけです。消防が指導で。じゃから14年にほんなら平米数が変わったということか。

○消防本部予防課長（藤澤真治君） そうです。

○委員（下山哲司君） 14年に変わった。それを言うてもらえたらわかる。

○委員長（北川勝義君） 8年ぐらいたつとるけえな。

○委員（下山哲司君） 指導されようということには知らなんだから。わかりました。

○委員長（北川勝義君） 再度、藤澤課長、確認で言うたら、要するに民泊施設のところで特定小規模施設のところの火災報知機が300平米未満のところが無くなるという話でえんじやな。

○消防本部予防課長（藤澤真治君） そうでございます。

○委員長（北川勝義君） わかりました。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければ、議第32号の赤磐市火災予防条例の一部を改正する条例を終わりたいと思います。

続きまして、議第33号岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び岡山

県市町村総合事務組合規約の変更について補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

○総務部長（塩見 誠君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 塩見部長。

○総務部長（塩見 誠君） 議第33号につきましては、本会議におきまして細部説明をいたしたとおりで、補足説明はございませんのでよろしくお願いいたします。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから補足説明がないということです。

これから質疑を受けたいと思います。

何か質疑ありませんか。

○委員（大口浩志君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） 岡山県市町村総合事務組合の現在の管理者はどなたでしょうか。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 管理者につきましては、鏡野町長になっております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） よろしいか、大口委員。

○委員（大口浩志君） はい。

○委員長（北川勝義君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） 今を受けて、まず常勤ではないだろうと、常勤というのが、毎日そこにおられるのではないという想像のもとにお聞きをしますけども。こういう組織になると行財政改革っていうような概念が一番届きにくい組織になろうかなと想像しますが、その辺の指導、監督とかはどのようになつとるんでしょうか。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 組合議会のほうで、そちらのほうの管理も含めて行っております。市町村も常に連絡を取り合ってそちらのほうの事務の管理も行っております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○委員（大口浩志君） 最後に。

○委員長（北川勝義君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） 念のため、ちょっとお聞きしますけど、構成しとる市町村からの委託しとるお金と、それと例えば県から人件費分ぐらい出ているのか、要するに構成する地方公共団体から行つとるお金とがあそこの運営資金の100%だと理解すればいいのか、人件費分は別に県からとかというふうに理解をすればいいのか、その辺はどちらでしょうか。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 予算書、決算書のほうについては、手元に詳しいのがないんですが、予算書のほうの数字でもよろしいでしょうか。

○委員長（北川勝義君） ちょっとそれ言うて。

○総務課長（小坂憲広君） 負担金のほうですが、31年度の予算になります。55億566万3,000円、こちらが歳入の負担金になってきます。それから、歳入のほうで消防基金の交付金、それから財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、こちらが歳入の項目になってまいります。

歳出のほうも説明します。

歳出のほうですが、議会費、総務費、給付事業費、公債費、消防基金掛金、積立金、諸支出金、予備費から構成されております。

歳入、歳出合計につきましては、65億9,456万6,000円となっております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 今そういうことを大口委員が聞いたんじゃのうて、費用対効果のことで、広域組合とか一部事務組合とか出とんじゃから、例えば今鏡野町の町長がそうですよと言われた、例えば言いたかったのはこういうときに1番目が行革で届きにくいところにお金がどうなっとならなということを知りたかった。大抵その代表者に報酬やこうほとんど出ようらんとする。市長が行かれても出ようらんと、ほとんど旅費ぐれえなもんじゃろうと思うんじゃけど、そこらを知りたかったんじゃねえかなと思う。もし後でもよろしいんで、わかれば大口委員にもまた説明願いたいと思います。

大口委員、それでよろしいですか。

○委員（大口浩志君） はい。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） 他になければ、これで終わりたいと思います。

続きまして、議第35号令和元年度赤磐市一般会計補正予算（第1号）を議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部から歳入、歳出についての補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

○政策推進課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 花谷課長。

○政策推進課長（花谷晋一君） 総合政策部の資料1ページをお開きください。

令和元年6月議会定例会提出議案について、(1)議第35号令和元年度一般会計補正予算（第1号）について、主なもののみ補足説明をさせていただきます。

政策推進課からは、プレミアム付商品券の販売を行うために必要な歳入、歳出予算、それぞ

れ2億8,636万9,000円の補正予算を上程させていただいております。プレミアム付商品券事業は、全額特定財源を予定しておりまして、一般財源の充当はありません。

歳入につきましては、予算書は6ページ、7ページ、予算説明資料は2ページ、3ページをごらんください。

15款2項1目の総務費国庫補助金につきましては、プレミアム付商品券に係る事業費補助金5,000万円と事務費補助金3,636万9,000円、合計8,636万9,000円を計上させていただいております。プレミアム付商品券の事業費補助金のほうは商品券のプレミア部分について補助されるものでございまして、また事務費補助金につきましては商品券発行事務などに必要な経費について補助されるものでございます。

続きまして、歳出につきましては予算書8ページ、予算説明資料は4ページ、5ページをごらんください。

2款1項6目企画費のプレミアム付商品券事業についてでございます。事業実施に必要なとなる経費を計上させていただいております。

総合政策部の資料3ページをごらんください。

プレミアム付商品券事業について、概要を補足説明させていただきます。

事業の目的は本年10月からの消費税2%の引き上げにより、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、消費を喚起、下支えすることを目的にプレミアム付商品券の発行、販売等の事業を行うものでございます。プレミアム付商品券を購入できる方は、(3)購入対象者のおりで、①令和元年度の住民税が非課税である者が対象となります。住民税非課税者と生計同一の配偶者、扶養親族、生活保護受給者等は対象から除かれております。②子育て世帯として、平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子供のいる世帯主もプレミアム付商品券が購入できることとなっております。(4)住民税非課税世帯の方につきましては、購入引換券の申請が必要となりますので、該当すると思われる方に申請書を郵送いたします。申請書が届きましたら市役所に設置する窓口で申請いただくか、郵送で申請いただき該当であると確認できた方に市から購入引換券を郵送するという流れになっております。対象者人数は低所得者、子育て世帯合わせて1万人を見込んでおります。販売場所につきましては、調整中とさせていただいております。現在市内郵便局9店舗で販売を調整しておりまして、桜が丘、山陽、正崎の郵便局への購入者の過度の集中を避けるために、市役所本庁での取り扱いも調整しているところでございます。その他につきましては、その表をごらんください。

政策推進課からは以上です。

以上で総合政策部の説明を終わります。

○委員長（北川勝義君） ただいま総合政策部の説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

最後、3ページの購入引換券がない方は購入できませんというのがあるわな。8月1日から11月29日までに1とか2に該当する方が出てくると思うんじゃないけど、1に該当する方、これ書き方がちょっとわからん。1というのは4番の購入引換券の申請期間と書いてあるじゃろう。※1に該当すると思われる方に事前に申請書を送付しますと書いてあろう。これはどこへ行くんか。全部に行くわけか。

○政策推進課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○政策推進課長（花谷晋一君） 購入引換券の申請書につきましては、住民税非課税者に対して(3)の購入対象者①の住民税非課税者と思われる方に市役所から郵送させていただきます。②の子育て世代につきましては、もう年齢要件しかございませんので、申請をいただいて審査する必要がございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（北川勝義君） じゃから、申請する人が、もし僕が28年4月2日から令和元年9月30日に生まれた子供がおる世帯だったら、申し込まにゃおえんということじゃろ。

○政策推進課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○政策推進課長（花谷晋一君） 子育て世代については申し込む必要がなく、住民情報から検索しまして、購入引換券が御自宅に届くという仕組みになっております。

○委員長（北川勝義君） 自動的に届くということかな。いやいや、一番最後の11のところを見て、購入引換券がない方は購入できませんというて書いとったから、例えば僕がそういう世帯があって購入引換券がなかったらできんわけじゃろう。僕は悪い者じゃって、僕らは何か悪くばあされようから市長もじゃけど、ここへ佐藤さんにおいおめえいうて売って、佐藤さんは該当ねえんで、そりゃあもう一遍くれえというわけにはできんのじゃな。自動的に送ってくるとのことかな。購入引換券じゃのうて、どういうことか。

○政策推進課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○政策推進課長（花谷晋一君） まず、子育て世代の方には、年齢要件だけを住民票を見て送ります。

○委員長（北川勝義君） 購入引換券を送るとのことか。

○政策推進課長（花谷晋一君） はい、購入引換券を送りますので、購入引換券と身分証明書を持って、今であれば……。

○委員長（北川勝義君） わかるわけじゃな、こういうことをしとったら。

○政策推進課長（花谷晋一君） はい、そういうことになります。

○委員長（北川勝義君） いやいや、要らんこと思うて。そういう人はおらんと思うて言よん

じゃけど。購入引換券を自動的に送ってきて持っていくということか。

それからもう1個の1に該当するというので、住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族、生活保護受給者等を除きます、これはどういうことかな、注1のことがちょっとわかりにくいんじゃないけど。

○政策推進課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○政策推進課長（花谷晋一君） 住民税非課税者なんですけど、同じ家に世帯分離されとって課税の世帯がございましたらその世帯が幾ら非課税世帯であっても同一に住んでおれば対象にならないという制度ということですよ。

○委員長（北川勝義君） 例えばいうたら、親子じゃな。2人おって、こっちも2人おるとして、例えば僕が生活保護をもらようから僕のところには来るわな。同じ番地で同じだったら、世帯分離しとるんじゃないから、世帯が違うんじゃないけ当たり前じゃねえんか。

○政策推進課長（花谷晋一君） これは住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族ですので、同じ世帯に親がおられて、自分たちがいて、自分たちが課税であれば、親もプレミアム付商品券が非課税であってももらえないということですよ。

○委員長（北川勝義君） もらえないということか、そういう意味のことを言うてるんか。世帯分離しとったら別の独立した世帯じゃから例えば家が2棟あって、本宅とこうがあって、こっちに住みよんじゃないと、例えば同一敷地内でも違うが、生計一緒にしてねえから。保育料やこうの算定と一緒にじゃ。

わかりました。よろしいです。

○委員（下山哲司君） よろしいか。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 前にも出とった話じゃけど、非課税の人いうたらお金を持っとらんから、半分だけ買って、またもう一遍買いに行くということは予約しとったらできるんか。

○政策推進課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○政策推進課長（花谷晋一君） 資料3ページの(11)購入、使用に際しての注意事項へ記入させていただきますとんですが、販売期間中は1冊単位で購入できますということを書かせていただいております。1回1冊というのが、通常1人が2万円払えば2万5,000円の商品券を買えるんですが、4,000円払って5,000円の券を買う、5回に分けて買うことができるという制度になっております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） ほんなら、購入引換券はまた持って帰るんか。

○政策推進課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○政策推進課長（花谷晋一君） その購入引換券につきましては、5つの枠がございまして、購入したところへ判こを押して持って帰っていただくような仕組みになっております。

以上です。

○委員（下山哲司君） ようわかりました。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

大口委員。

○委員（大口浩志君） ちょっと確認なんですけど、10番の使用店舗のところに赤磐市内の商店等というてなっとなんですが、赤磐市民は、例えば岡山市で使うことは可能なんですか、だめなんでしょうか。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○政策推進課長（花谷晋一君） 赤磐市内に店舗を有するという事で、赤磐市内でないと使用いただくことができません。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 佐藤委員。

○副委員長（佐藤 武君） 大口委員の質問にも関連するかと思いますけれども、まず申請期間が8月1日から11月29日ということですが、当然転出されるケースもありますよね。そういう場合の購入引換券を郵送はいいです。子育て世帯は郵送するんですけども、住民税非課税者については、申告ですよ。申告されるわけですから、他の自治体に転出された場合の手续というか周知方法はどういうふうを考えているんですか。

○政策推進課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 花谷課長。

○政策推進課長（花谷晋一君） プレミアム付商品券の購入引換券の申請書につきましては、あくまでも平成31年1月1日現在の住民の方にお送りします。転出されている方については転出先へお送りさせていただきます。それで、その申請は一旦赤磐市へさせていただきます。赤磐市から審査が通りましたら購入引換券をそちらにお送りしまして、転出先の市町村へ持っていただいで、引きかえをしていただくようなこととなります。

以上です。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

他にありませんか。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） (5)番、対象人数の②子育て世帯1,500人とありますけれども、桜が丘地区が恐らくかなり多いんじゃないかと思うんですけど、大体どれぐらいの割合というふう

考えておられるのでしょうか。

○政策推進課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○政策推進課長（花谷晋一君） 今人数につきましては正確におられる人数に対してお送りするんですが、今人数の表を持ち合わせておりませんので、もしよろしければ後ほど御報告ないしは、委員さんのほうに直接御回答させていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（北川勝義君） 委員会で答えて。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） 要は恐らく桜が丘地区が多いんじゃないかなと思うんです。先ほど郵便局で販売ということで、郵便局が恐らく混むと思うんです。市役所をあけるというふうに言っておられましたけど、市役所よりむしろいきいき交流センターのほうが恐らく桜が丘地区に住む人、子育て世帯にとっては利便性が高いんじゃないかなと思いますので、ぜひそういう検討もしていただければというふうに思います。

○委員長（北川勝義君） そうじゃな、いきいきがええかもしれんな、ほんまな。

答弁は。

○政策推進課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○政策推進課長（花谷晋一君） 子育て世代が確かに多いということもございまして、実を申し上げますといきいき交流センターでの販売も含めて検討はさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（北川勝義君） ちょっとついでに要らんこと言うんじゃないけど、1,500人の子供の見込みじゃから、後から報告してくれりゃええんじゃないけど、実際の数字は何人ぐらい見とんか。今9月前じゃけえ、今ここで言うたら7、8、9の3カ月、4カ月ほどの出生というのはどのぐらい見とんか。わかるか、言ようる質問が。

○政策推進課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○政策推進課長（花谷晋一君） 済みません。この会場に持ってきておりませんので、資料を……。

○委員長（北川勝義君） 後でええ。何が言いたかったかというたら、このプレミアム付商品券の話じゃのうて、僕が言いたかったのは月に何人ぐらい子供が出生しよんかなというのをデータがあったらいただきてえなと思うたんで。永徳委員の話と重複しとんじゃけど、と思いました。そっからなんですけど、1,500人と見込とんじゃけど、実際は1,000人おって、500人できるとしますが、例えば。それが実際出生が悪くて300人か、1,300人になったら200人分に

については、国へ全部払うわけじゃな。それでもし、1,600人じゃったりするわな。ようけできて、双子ができたり、例えば、した場合は、これは9月補正で今度是对応するということですね。そうとっときゃええんですな。

答弁願います。

○政策推進課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○政策推進課長（花谷晋一君） その人数の上限につきましては、補正予算で再度対応させていただければと考えております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） そんなら、ちょっと後でええんで、書類を持ってきてコピーを配ってください。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければ、これで総合政策部については終わりたいと思います。

続きまして、総務部。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 総務部資料の1ページをお願いいたします。

補正予算についてでございます。

こちらのほうですが、マイナンバー制度システムに係るデータ用サーバー、こちらのほうの更新時期が令和3年度に迫っております。そのための準備に係る費用、こちらのほうの補正予算の計上でございます。負担金の額について国のほうから示しがございましたので、こちらのほうの歳出予算の計上、それから歳入のほうも同額になっております。こちらのほうも国のほうが全額負担ということで通知が参りましたので、今回補正予算として計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 総務部のほうから説明がありました。

何か委員さん質疑ありませんか。

大口委員。

○委員（大口浩志君） この負担金は、どこへ払うお金なんですか。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○総務課長（小坂憲広君） 払い先につきましては、このシステムを管理しております地方公共団体情報システム機構、こちらがマイナンバーのシステムを管理しております。こちらのほ

うに支払うような形になります。

以上です。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○委員（大口浩志君） はい。

○委員長（北川勝義君） これも後でになるんかもしれんけど、要するにマイナンバーのことじゃろ。今現在マイナンバーを何人に発行しとるとするのはわかりますか。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○総務課長（小坂憲広君） 人数のほうはちょっとはっきりしたものはわかりませんが、パーセントとしまして、平成31年3月末時点で交付率が9.61%でございます。

以上です。

○委員長（北川勝義君） これも何人かというのを教えてください。後でええけえ。口頭でもええから。

これは、要らんことの質問じゃけど、何ぼしても9.6というたら、10パーしかいかんということはこの中でも持ってねえ人おろう。やっぱり普及率が悪いなあ。9.6パーと言うたな。要するに僕は総務委員長じゃけえしとかにやおえんと思っただんじゃけど、どうも余り。たまたま税金の申告じゃとか、それから各組合の何かのときに免許証とかそういうのを出しようたのが、出さずに、みんなこれを出してくれと言うんかと思ったら、免許証で確認してと言うんじゃ。何か、こういうことを言うたら、赤磐市の市役所の話をしよんよ。例えば源泉とか、それから税金の確定とかいろいろなことはそれを使わせてくれえとあります。それから、赤磐市で住民票をとりてえからっていうて、これとりようがねえ。免許証がええんで免許証を出してくださいって。そのためになっただんじゃねえんかというんじゃけど、免許証出してくれというわけなんじゃ。何か、免許証出そう。かえって、今言ようるマイナンバーじゃないと住民票を出さんとか、例えば言うたら絶対するわな、皆。どうも国も矛盾して、何の目的で国民の税番号制で管理しちやろうという感じがようわけわからん。これが余りふえんのはどうしてじゃろうかな。本当冗談じゃのうてどうしてこれは進まんのかじゃろうかな。赤磐市で9.61じゃというたら、もう10パーというぐれえじゃとほんましれとろう。必要性が、こんなこと言うたらあれじゃけど、よう皆さんが言う費用対効果のことをいうたら余り効果がねえんかなと思ったりするんじゃけどな。どんなんですか、課長、わかるか、部長でも。

課長。

○総務課長（小坂憲広君） 普及が進まないということにつきましては、先ほど皆さんがおっしゃってたことも結構あるんだと感じております。もともとが社会保障・税番号制度という制度でございます。こちらのほう、行政が管理していく上での番号の成り立ちがそういうことかなと思います。

○委員長（北川勝義君） 管理するためじゃねえんか。

○総務課長（小坂憲広君） というふうに感じております。

○委員長（北川勝義君） よろしい。わかりました。

せっかく、これは私の意見じゃけど、僕がしとるからどうこういうんじゃねえんですけど、うちのじゃったら奥さんのほうはしとうなかつたんじゃけど、せにやおえるもんかというてさせたんじゃけど、何かよう話しょうて、管理されるようなもんでな、なんか裸になるような、貯金通帳何ぼあつたいうんと、例えばの話でしたら、使われるような。使うなら使うんでええんじゃけど、メリットが少ねえようなと思って。もうちょっとメリットがあつたら、住民票でもとれるんですよとか、例えば印鑑証明を出すのも印鑑登録証があるけど、印鑑登録証は出さんでええ、一遍これを出したらできるようにならんだら、印鑑登録証も持っていったら、免許証も持っていったら、僕はいつも免許証だけ持っとんじゃ。いつも使う、ほかのは持たんのじゃけど、免許証これだけはいつも持っとんじゃ。これを持っとくのが一番、免許証出せというんじゃ。ほかのことで言うちゃ悪いけど、カードがあるんじゃけど、そのカードやこう見せてくれとも言わんのんじゃ。そりゃあ免許証がよろしい、免許証を出せというから、これを持って、結果的には持たん場合もあるから、できりゃあ利用価値のあるように市長、こういうことを言うたら市長会とか行かれたら、議長もこれを傍聴されとんで、推進を国がせえというんじゃたら、やっぱり率先せにゃいけんのんじゃねえかなとちょっと思いました。

以上です。

他にありませんか。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） このサーバーなんですけど、災害対応で2階以上に設置とかに既になっているんでしょうか。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○総務課長（小坂憲広君） こちらのほうは各市役所ではなしに、全国の1カ所で管理しているものでございます。自治体と自治体を結ぶ間のサーバーでございます。そちらのほうの管理も徹底されておるものと思っております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○委員（永徳省二君） はい。

○委員長（北川勝義君） 先ほどプレミアム付商品券のことがありまして、質問があつたんですが、各地区別には出してないということで、今全体の1,040人か何か数値が出ておりまして、それから見込みで1,500にしとるのはこれから9月までの見込んで出しとんで、その表を

お配りしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君）ほんならそうしてください。

よろしいか。これについてはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君）それでは、財務部のほうお願いします。

○財政課長（和田美紀子君）委員長。

○委員長（北川勝義君）課長。

○財政課長（和田美紀子君）財務部資料をごらんいただきますとおり、財政調整基金の繰入金、こちらが担当になりますが、補足説明のほうはございません。よろしく願いいたします。

○委員長（北川勝義君）執行部のほうから説明がありました。財務部の補足説明はないというのでございます。

何か委員さんで質問がありましたらお願いしたいと思います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君）なければ、財務部の質問を終わりたいと思います。

続きまして、教育委員会のほうをお願いしたいと思います。

○教育総務課長（安本典生君）委員長。

○委員長（北川勝義君）安本課長。

○教育総務課長（安本典生君）それでは、教育委員会の補正予算につきまして、まず教育総務課から歳出予算の補足説明のほうをさせていただきます。

予算書につきましては、9ページ、10ページ、予算説明資料のほうは6ページ、7ページ、あわせて教育委員会資料3ページをお願いいたします。

予算書のほうから、10款教育費1項教育総務費2目事務局費の報酬から委託料のICT支援事業委託料までの補正につきましては、昨年に引き続き国に要望しておりました遠隔教育の研究事業が採択となりました。国の委託を受けて市が主体となり実施するものでございます。

教育委員会資料の5ページをごらんください。

参考資料のほうをつけさせていただいております。

本年度は昨年実施の笹岡小学校、仁美小学校に加え、山陽小学校を加えた3校で遠隔システムを活用し、大学や社会教育機関と接続し、専門性の高い実践授業を検証していくための費用を計上させていただいております。

歳入の国庫支出金と同額の合計451万5,000円の計上でございます。

続きまして、予算書10ページになりますが、13節委託料、設計・施工監理委託料432万円と

15節工事請負費、施設維持管理工事費2,358万円は国に要望しておりました高陽中学校トイレ洋式化改修工事の交付金について、平成30年度2次補正で採択になったことから、工事に必要な費用の計上でございます。

続きまして、10款教育費6項保健体育費2目体育施設費の13節委託料の設計・施工監理委託料の補正につきましては、国に要望しておりました事業が採択となったことによるものでございまして、環境省の防災拠点施設の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し、山陽ふれあい公園体育館のメインアリーナの空調設備等の整備を2カ年計画で整備するもので、今年度設計、来年度工事という整備でございます。

教育委員会資料の6ページをごらんください。

整備内容のイメージ図を添付しております。整備内容といたしましては、温室効果ガスの排出抑制といたしましてメインアリーナ等の照明をLED化し、また避難所機能の強化といたしまして空調設備を設置し、停電時においても継続的に照明にエネルギー供給が行われるよう太陽光発電設備を設置し、また蓄電池も設置を行います。空調につきましては、内蔵バッテリーを備えた自立式のGHPガスエアコンを整備するものでございます。本年度は来年度の改修工事に必要な設計費用の2,630万円の計上でございます。

教育総務課からは以上でございます。

○学校教育課長（家森康彰君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○学校教育課長（家森康彰君） 続いて学校教育課から中学校道徳授業充実拠点校事業について補足説明をさせていただきます。

教育委員会資料の4ページをごらんください。

本事業は新学習指導要領の趣旨を踏まえて、考え議論する道徳の実現等を目指した授業改善を推進し、教員の指導力の向上と道徳授業の充実を図る事業です。本年度は磐梨中学校を研究指定校として年2回の公開授業や研究協議を行い、大学教授による指導や先進校の視察などにより、教材、指導方法を研究し、教員の指導力向上を図るものです。

学校教育課からは以上です。

○委員長（北川勝義君） 教育委員会のほうから説明が終わりました。

委員の皆さん、何か質問がありましたらお願いしたいと思います。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 教育委員会資料の3ページの一番上①高陽中学校のトイレ洋式化改修事業、これ完了すると洋式トイレは大体何%ぐらいになるんでしょうか。

○教育総務課長（安本典生君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 安本課長。

○教育総務課長（安本典生君） 以前お示しをいたしました洋式化の改修計画につきまして、そちらのほうでは60%以上をお示しさせていただいております。今回の改修でも60%以上を目指しているところでございます。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員、よろしいか。

○委員（永徳省二君） はい。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

○委員（大口浩志君） はい。

○委員長（北川勝義君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） ふれあい公園の改修事業の関係の中でガスエアコンという単語が先ほど出てきたかと思うんですが、そのガスは都市ガスですか、LPGですか。

○教育総務課長（安本典生君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 安本課長。

○教育総務課長（安本典生君） 現在LPGを考えているところでございます。

○委員長（北川勝義君） 大口委員、よろしいか。

○委員（大口浩志君） はい、もう1点。

○委員長（北川勝義君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） LED照明がいろんなところにこれからつくようになってんですが、特に体育館とかは上を向く場面がプレー中は多いと思いますが、LEDは目に刺さるという話をよく聞くんですけど、その辺の配慮はそれ用のLEDっていうのがあるんでしょうか。せっかくやったのに目に刺さって使いにくいっていうことになるのと、どうなのかなと思うんですが、その辺の御配慮はどうなんでしょうか。

○教育総務課長（安本典生君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 安本課長。

○教育総務課長（安本典生君） 今回の山陽ふれあい公園体育館メインアリーナに設置するLED照明につきましては、調光付のLED照明を設置する予定で計画をしているところでございまして、今言われたスポーツの大会の状況によりまして、ある程度の照明の照度を確保しながら競技団体との調整の中でそういった目に影響のある部分については対応していきたいと考えております。

○委員長（北川勝義君） 大口委員、よろしいか。

○委員（大口浩志君） はい。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） 他になければ、これで教育委員会を終わりたいと思います。

それでは、以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

続きまして、採決をとりたいと思います。

それでは、議第29号財産の取得について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） 起立全員です。したがって、議第29号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第32号赤磐市火災予防条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第14号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） 起立全員です。したがって、議第32号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第33号岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び岡山市町村総合事務組合同規約の変更について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） 起立全員です。したがって、議第33号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第35号令和元年度赤磐市一般会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（北川勝義君） 起立全員です。したがって、議第35号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

次に、委員会の閉会中の継続調査及び審査について確認願いたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査の一覧表のとおり議長に対し、閉会中の継続調査及び審査の申し出をしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） それでは、このように申し出をいたします。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） それでは、そのようにさせていただきます。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

次に、その他に入ります。

その他で委員さん、または執行部から何かありましたら発言を願いたいと思います。

○委員（大口浩志君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） 休憩をお願いできますか。

○委員長（北川勝義君） 11時10分まで休憩します。

午前11時0分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（北川勝義君） 再開します。

その他で執行部、委員のほうありませんか、何か。

○政策推進課長（花谷晋一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○政策推進課長（花谷晋一君） 先ほど、補正予算の中で資料といいますか、答弁ができなかった部分について御説明をさせていただきます。お手元に資料をお配りしましたが、年齢別につきましてゼロ歳から2歳の子供が4月1日現在で1,040人おりまして、5月31日現在で1,096人ということで56人ふえとるという表をお配りしております。それが今現在の数字でございます。それから今後の出生される方と、あと転入された方につきましても転入前の市町村で使われてない子供さんがおられましたら、赤磐市のほうでプレミアム付商品券が購入できるということでございまして、その辺を加味しまして1,500人と見込んでおります。

以上です。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○総務課長（小坂憲広君） マイナンバーカードの交付率でございます。

平成31年4月末現在の数字ですが、4,314人の方に交付しております。割合としましては全体の9.70%となっております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

○くらし安全課長（岡本和典君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○くらし安全課長（岡本和典君） その他につきまして、総務部くらし安全課から、水害、土砂災害の防災情報の伝達方法の変更について御説明をさせていただきます。

総務部資料の2ページをごらんください。

既に新聞報道等で御存じのことと思いますが、国のほうでことしの5月29日から災害発生等の危険度を5段階に分けて示す警戒レベルというものを新たに導入しております。警戒レベルは5段階に分けられておりまして、そちらの表にありますとおり、警戒レベル、下からいきますが、1及び2につきましては、気象庁から発令されるいわゆる災害が予想される前にみずからの避難行動等について備えをしていただくというものでございます。警戒レベル3、これが高齢者、障害者等の避難準備の情報になります。警戒レベル4、こちらが避難勧告、避難指示になります。警戒レベル5ということになりますと、既に災害が発生している状態だということで、直ちに命を守るための行動をとっていただくということになります。情報の伝達の例を一番下に載せております。気象庁等から発令されるものについては、氾濫危険情報、警戒レベル4相当というようなもの。赤磐市から発令するものとすれば、警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始情報ということで、発令をさせていただくようになります。このことにつきましては、広報の7月号で市民の皆様にはお知らせをさせていただく予定としております。

以上です。

○管財課長（戸川邦彦君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○管財課長（戸川邦彦君） 管財課から健康増進法の改正に伴う第1種施設の敷地内禁煙の施行について御報告します。

財務部資料をごらんください。

健康増進法の一部改正の周知のための案内を添付させていただいております。健康増進法の一部改正に伴い、望まない受動喫煙の防止を図るため、多くの方が利用する施設について一定の措置を講ずることとなります。行政機関の庁舎は、学校、病院、児童福祉施設とともに、第1種施設として位置づけられ、一部施行として令和元年7月1日から原則敷地内禁煙となります。法改正を受けて、赤磐市としましても、市役所本庁舎、各支所及び出張所、桜が丘いきいき交流センターにつきまして、敷地内禁煙とさせていただきます。施行につきましては、7月1日からとなります。施設の出入り口と現在の喫煙場所に敷地内禁煙となる旨案内を掲示しまして周知させていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（土井道夫君） それでは、教育委員会でその他の項目を報告させていただきますので、教育委員会資料をごらんください。

まず、お手元の資料の7ページをごらんください。

社会教育課からでございます。

第3次赤磐市人権教育・啓発推進計画（素案）について、令和元年第1回の赤磐市人権教育推進委員会で協議していただき、承認を得たものでございます。赤磐市では人権施策の基本的な方向を示した第2次赤磐市人権教育・啓発推進計画に従って、さまざまな人権問題についての理解と認識を深めるとともに、基本的人権の尊重の精神に正しく身につくよう人権教育、啓発を推進しているところでございます。

推進経過につきましては、人権に関する意識調査と同様に5年1期を目安として見直しをすることとしており、第2次の策定から5年が経過したことにより、今年度末をめどに第3次赤磐市人権教育・啓発推進計画を策定する予定としております。現在、今までの実績から素案を作成しております第1章から第5章までの構成でそれぞれの課題や取り組みなど計画や目標を掲げています。この素案をもとに、8月ごろを予定しておりますけれども、市民からパブリックコメントを募集いたしまして、その結果についてもこの計画に反映させて案を作成したいと考えております。今後赤磐市の人権教育啓発を推進する上でよりよい計画となるよう今年度1年を通じて各部署と連携して検討協議を重ねてまいります。

続きまして、お手元の資料の16ページをごらんください。

スポーツ振興課からの説明でございます。

第3回赤磐市東京2020ホッケー競技国内キャンプ誘致実行委員会会議の報告でございます。

先月5月28日に開催した会議内容の概約を記述しております。協議内容といたしましては、スローガンについて、組織と役割についての協議をいたしました。スローガンにつきましては、2,020人のボランティア応援サポーターでニュージーランド代表女子ホッケーチームを支えてことしのキャンプを成功させようと掲げ、その組織と役割については、推進体制の強化のため、市職員によるプロジェクトチームを設置するとともに、区長会など各種団体に協力を求めることとし、承認されました。

続いて、資料の19ページをお開きください。

ニュージーランド女子ホッケーチーム事前キャンプの応援サポーターボランティアスタッフの募集の件でございます。8月のニュージーランド女子ホッケーチーム事前キャンプ日程がほぼ決定されたことに伴い、先ほどのキャンプ誘致実行委員会会議報告でさせていただきました、応援サポーターボランティアスタッフの募集を7月の広報及び赤磐市ホームページでお知らせするようにしております。チームの予定といたしましては、熊山運動公園でのキャンプ予定が8月5日から11日までで、8月8日、9日には、さくらジャパンとの練習試合も予定しております。御来場の皆様に楽しんでもらえるように考えております。なお、日程が決まり次第プレス発表など、市民の皆様に再度お知らせをさせていただくようにしております。

続きまして、聖火ランナーの募集についてでございます。

6月1日に東京2020オリンピック聖火リレーのルート発表があり、岡山県におきましても来

年の5月20日から21日の2日間聖火ランナーが県内12市町を回ります。赤磐市は5月21日の予定で市としての割り当ては2人での公募でございまして、赤磐市及び岡山県実行委員会において先行実施し、東京2020の組織委員会で決定されます。応募などにつきましては、岡山県のホームページ及び赤磐市のホームページ、7月広報でお知らせするようにしております。

以上、社会教育課、スポーツ振興課から報告させていただきました。

○中央学校給食センター所長（久山勝美君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 久山所長。

○中央学校給食センター所長（久山勝美君） それでは、続きまして、給食センターからは学校給食業務に係る民間事業者への業務委託基本方針（案）について説明をさせていただきます。

資料の20ページから27ページになります。

資料の20ページ、1、学校給食の役割から、資料24ページの7、安全性の確保と衛生管理については、今まで説明をしてまいりました学校給食の役割であるとか、事業の目的、施設の概要、委託する場合の業務の範囲、職員の処遇、衛生管理等についてお示しをしております。

資料の24ページからですが、8、業務委託の基本的条件及び要点から、12、調理業務等に従事する者については、1月下旬に市内中学校区単位5カ所において、PTA役員を対象に説明会を実施し、そのときに出されました御意見を考慮し安全・安心な学校給食の提供のため、仕様書等に詳細を明記するべき項目と考えております。

主な項目を説明させていただきます。

まず、8、業務委託の基本的条件及び要点についてですけれども、現在ある市の所有する給食施設を使用して業務を行うこと。献立作成、食材の購入は今までどおり栄養教諭が行うこと。衛生管理についても今までどおりの定められた衛生管理基準に基づいて行うこと。

9、受託業者の要件については、受託実績があり業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有していること。

10、委託業者の選定方法については、教育目標を達成する上で、特殊で専門性を有する業務の観点から、通常の入札方法ではなく、プロポーザル方式を採用すること。

11、調理業務等の委託契約内容については、安全面、衛生面を確保する運営体制をとり、関係法令を遵守すること。重大事故が発生した場合の受託業者の責任と損害賠償の所在や不適切な行為に関する解約事項を定めること。最終的には市が責任を持って解決に当たること。

12、調理業務等に従事する者については、受託業者の栄養士、調理師等の資格者や給食業務の経験者を一定数確保すること。また、社員に指定された法定検査を受診させること。業務に係る研修を受講させることなどです。

今後につきましては、8月中に一般保護者への基本方針についての説明会を実施いたしまして、令和2年9月から中央給食センターの調理業務等において民間事業者への業務委託の実施

に向けて準備をしまいたいと考えております。そして、1つのセンターを委託し、直営民間の検証を図り比較してから次の段階へ進みたいと考えております。

教育委員会からの説明は以上でございます。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 檜原課長。

○消防本部消防総務課長（檜原秀幸君） その他の項目で消防本部より報告させていただきます。

消防本部資料2ページをごらんください。

第66回岡山県消防操法訓練大会の結果についてでございます。

先月の5月19日曜日に岡山県消防学校にて開催されました。強風でグラウンドの土が舞うあいにくの天候でしたが、応援に駆けつけてくださった皆様の声援を受けまして19チーム中6番で見事入賞を果たすことができました。この成績は赤磐市代表として参加を始めて平成26年の61回大会と今回の大会で2回目の快挙でございます。来年の大会からはより実践に近い水出し操法に変わりますが、基本操法にはかわりはないため、来年度も上位入賞が期待されております。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうからその他の説明がありました。

順不同で結構ですけど、質問いただきたいと思います。

何か質問ありますか。

大口委員。

○委員（大口浩志君） 私は吸わないので関係ないと言えば関係ないんですけど、先ほど健康増進法の関係で禁煙のことをおっしゃったんですけど、その関連で概念としてお聞きするんですけど、私は敷地内禁煙といえば建物だけでなく、敷地というか土地も全部、塀の中という理解でおったんですけど、例えばここにひっつけていただいとる厚生労働省のパンフレットは屋外に喫煙場所設置可というてなっとるんです。敷地内禁煙というてうたいながら。この概念は私の捉え方が違うんですかね。ちょっとその辺のこれというところの敷地内禁煙という概念はどうであるのかという説明をちょっとしていただけたら。

○管財課長（戸川邦彦君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○管財課長（戸川邦彦君） 敷地内禁煙となっておる、第1種施設につきましても、特定屋外喫煙場所というものを設けることは可能となっております。それにつきましては、通常人が出入りしない場所であることとか、隣接地に影響が出ない範囲でありますとか、さまざまな要件を付した後、一定の設備、煙が害する方向へ漏れないような設備を整えることでありますとか、そういった要件が付されたものを設置することによって、敷地内禁煙のところでも喫煙場

所として設けることができるという特例があります。

○副委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） 今の説明によると、いわゆる塀の中が敷地という概念で、特例措置として吸うところを設けれるっていう理解でいいんですかね。

○副委員長（佐藤 武君） 管財課長。

○管財課長（戸川邦彦君） 今おっしゃられたとおり、塀の中が敷地とされた場合、その塀の中に特定の場所、きっちりとした法律上の設備を整えたものを設けることができるという認識で構いません。

○副委員長（佐藤 武君） ほかにありますか。

○委員（永徳省二君） はい。

○副委員長（佐藤 武君） どうぞ。

○委員（永徳省二君） 今の質問の続きでいうと、今の屋上の喫煙場所そのまま残すことが可能ということか。実際残されるんでしょうか、消されるんでしょうか。

○副委員長（佐藤 武君） 戸川課長。

○管財課長（戸川邦彦君） 現在屋上に喫煙場所を設けております。赤磐市の方針としては、屋上の喫煙場所も撤去して禁煙とする予定です。

○委員（大口浩志君） よろしいか。

○副委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） 一遍にそこまでやって大丈夫なんですか。私は吸わないので別にどちらになっても問題はないんですけど、今現在議員さんも含め、まずはこの時間だけぐらいに絞ってぐらいにやならいと、大丈夫なんですか。

○副委員長（佐藤 武君） 健康増進法が全面施行ですから。

課長、何かありますか。なかなか答弁しにくいと思いますけど。

○管財課長（戸川邦彦君） 健康増進法の改正に伴いまして、赤磐市としては敷地内禁煙を施行していく方針でございます。

○委員長（北川勝義君） 敷地内禁煙っていうたら、敷地内じゃおえんということじゃな。こちら辺でいうと、その松の門の向こうじゃねえとおえんのじゃな。道じゃないと。どういうことか。

戸川課長。

○管財課長（戸川邦彦君） 今、この本庁舎を目安に説明させていただきます。

一応、大きく中央公民館を含め、健康管理センターを含め、市の施設があります。そういったところは、駐車場も含め全部敷地とみなさせていただきます。一応フェンスで仕切られていますので、その一体的な施設の中から産業会館だけは、行政機関の庁舎とは捉えておりません。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 1種にならんということじゃな、産業会館。

それはええんじゃけど、ちょっと僕電話で失礼しました。

僕はやめたから言うんじゃねえけど、僕もこれ関心があってやろうかというたら、うちの名前出したら副議長も一般質問でやろうかと言うたりしようたんじゃけど、やるやらんはええんじゃけど、まだこれをしたときに、今はもうねえかもしれん、自動販売機は置いてねえんじやろうな。支所とか、例えば行政機関のところへ、自動販売機置いてねえんじやろうな。たばこので。再度確認で。

戸川課長。

○管財課長（戸川邦彦君） 自動販売機の設置はあります。この本庁舎も玄関右側軒下に自動販売機の設置があります。こちらにつきましても、自動販売機の設置業者と調整の後、撤去に向けて進めていきたいと考えております。

○委員長（北川勝義君） 僕吸ようらんが、吸うとするがん。たまたま来て役場で買ってえけん買うてというてたばこもこういうこと言ったらおえんけど、赤磐市で買いましょうというて、昔はたばこ税が入ってきて赤磐市も2億5,000万円ぐらいか、入りようと思うんじや。数字的なことは。そうやって市役所に来たついでに買うて帰るか市内で買おうかというて、税収のことじゃから、どんなんじやろうか。とるのが正しいのか場所がええんかどうかわからんけど、吸うちゃいけん、確かに岡大病院やこう行って、岡大病院に行ったらねえわな、自動販売機、たばこのは置いてねえわな、はっきり言うて。じゃからどんなんかな、それが正しいんかなと思うたり、そういうことはどんなんかなと思うて。市長、やっぱり撤去されるんか。今戸川課長が言ったされるという方針ですか。たまたま、何を言うとするというたら、こんなことたばこを吸う人のことまで考えんでもええかもしれんけど、この山陽だったらよう買うとか、吉井の辺じゃったらたばこ買おうと思うたら、だんだん少のうなあって、こういう自動販売機がなげにゃあ買えんようなところばあ、夜遅くなつて。ローソンとかセブンイレブンがあるから、夜12時ぐらいまでやりようけるけえできるけど。買う人のことまで心配するなというかもしれんけど。こういうようけあるところはええんじやけど、少ねえとか何かなければ困るんかなと思うんじやけど。別に支所とかに置けというんじゃねえ、そういう話じゃねえけど。ちょっと確認を今したかったんで、どんなですか、そういうことは。

友實市長。

○市長（友實武則君） 自動販売機の設置は基本的には法律で定められていることを遵守するという意味から、今置いている場所が現在の喫煙場所に置いてあるわけですから、一般の人が通りがかりに購入するというような性質ではございません。したがって、今の設置場所からは撤去するのがふさわしいんじやなかろうかと思っております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） その関連で、4月1日に全面施行になったときに、何かたばこ業者に嫌がらせじゃねえけどおかしげな話じゃな。健康増進法からいうたら真逆じゃけど。たばこも悪いわな。健康のために吸い過ぎないでくださいとか妊婦の方は吸わんようにしてくれというてそれを売りよんじゃけえ、国もむちゃくちゃじゃわな。原則的にそういうことを言うたら撤去すべきじゃわな。公共施設というのは。でも不自由になるな、不便になるな。やっぱり吸よる人は職員でもおろうしな、不便になるんかなとちょっと思うたんじゃけど。

これはまあ、僕要らんことを言うんじゃけど、飲食店やオフィスのことはまあええと。これをやりようるときに、今言うたのは7月1日からいうてこの7月じゃわな、この7月から動いてきたというたらもうすぐじゃわな。ホッケーとかこれから事前キャンプでいろいろやって推進していくときに、あそこら辺も灰皿があるんじゃねえんか。あそこらはどう言うてええんかな、1種施設とは認めてねえんじゃろ。ああいうところも、例えば全体的に、どういう考えか、教育長とか市長がどういう考えを持たれとんか知らんのんじゃけど、国際的にこういうオリンピックの事前キャンプも含めてやるんじゃったら、それはやっぱりそういうなんが、どうされるんじゃろうかな。今わかる範囲で教えてくれえりゃあええんじゃけど、ちょっと思うたんで。

藤井次長。

○教育次長（藤井和彦君） 熊山運動公園につきましては、既に敷地内禁煙ということで実施しております。また、ふれあい公園につきましては、現在は建物内のみ禁煙ということになっておりまして、これにつきましてはまた屋外のほうに喫煙場所も設置して対応をしているところでございます。第2種施設ということでもありますけど、そういうような対応をしています。

○委員長（北川勝義君） ふれあい公園は第2種か。

○教育次長（藤井和彦君） はい。

○委員長（北川勝義君） B&Gもか。

○教育次長（藤井和彦君） B&Gも第2種施設です。

○委員長（北川勝義君） よろしい。

ただ、7月じゃけえええんじゃけど、4月になったら絶対せにやおえんわな。7月は猶予期間というたらおかしいけど。ただ、僕が思うたのは、ホッケーとかこういうときに、さくらジャパンか何か書いとったときに、8日、9日か、今土井課長が言うた、やるというときに来て、僕は吸わんけど、仮にたばこを吸ようときにテレビなんか映って、それなのに運動しようとかよろしゅうねえなとちょっと思うたんで、わかりました。たばこ吸う人にはちょっと酷な話になるな。これちょっと要らんこと言うけど、病気の発生は少のうなるんかもしれんけど、お金が赤磐市に入るのが2億円切るかもしれんな、たばこ税が。いたし方ねえとは思いますが。わかりました。

他にありませんか。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 水害の件なんじゃけど、テレビでやりようたんじゃけど、4と5についてオオカミ少年じゃねえけど、たびたび出しようたら、それを信用せんようになるというのをテレビでやりようたんじゃけど、それについての対策は考えとるんか。

それから、もう1つ、きのうかおとといの新聞に吉井川と旭川と水害のあれが3回続けて掲載するというのが出とったけど、それについて何かあれがあるんかな。関係が、市との。その2つ。

○くらし安全課長（岡本和典君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○くらし安全課長（岡本和典君） 避難勧告等の情報でございますが、確におっしゃるような懸念っていうのはあると思いますが、市としましては少しでも危険の可能性があるという場合にはためらわず発令をしたいというふうには考えております。もちろん逃げおくれというのが一番怖いことですので、空振りになることを覚悟の上でためらわずに発令をしたいというふうに考えております。

もう1点、昨日吉井川水系等のハザードマップが山陽新聞に掲載されておりました。こちらにつきましては、国のほうが作成されたハザードマップを参考にとということで載せられているものでございます。従来、赤磐市でハザードマップを出しているものにつきましては、計画水位といいまして、2日間での雨量が約270ミリ程度のものでの想定でハザードマップを作成して配付をしているところでございます。昨日載ったものにつきましては、今国のほうが推奨しております最大雨量に同じく2日間で740ミリ程度の雨量の場合の想定でございます。この違いがあります。国のほうから推奨されておりますので、今後ハザードマップの作成のし直しについても検討はしてまいります。

以上です。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） この4、5については、市としての見解をきちっと示せるようなあれをつくっというほしいというのがお願いです。

それから、新聞については、あれは前に起きたやつのが参考になっとなんかないんかな。

○委員長（北川勝義君） 僕はそう思うた。

○委員（下山哲司君） じゃから、想定じゃなしに、以前にあった水害を載せとんで、実際に水害に遭ったところの浸水が載ったんじゃと思うんで、その辺のあれを赤磐市としても吉井川水系、それから砂川もありますし、きちっと精査して対応ができるようなシステムをつくってほしいというのがお願いで発言しよんですけど、その辺はどう考えますか、今後。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○くらし安全課長（岡本和典君） 御意見、参考にさせていただきながら、何よりも人命が第一でございますので、いざというときにこういう場所が危険である、あるいはこういう場所に避難をしたらいいという観点で作成のほうは検討したいと思います。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

下山委員。

○委員（下山哲司君） お願いして、また早急にお示してください。

○委員長（北川勝義君） ちょっと関連じゃけど、過去のあれじゃなかったか。そうとったんじゃけど、過去の実績じゃねかったんか。これからのシミュレーションか。過去か何も書いてなかった。

○委員（下山哲司君） 昭和何年からあった水害のあれを……。

○委員長（北川勝義君） データを積み上げてあったな。そうでもなかった、そうばあじゃねかったんか。

岡本課長。

○くらし安全課長（岡本和典君） 昨日新聞に掲載されたものにつきましては、国及び県のほうが1,000年に1回を上回る大雨ということで最大規模の降雨を想定して作成したものでございます。

○委員長（北川勝義君） ちょっとあれは、要らんこと言うけど、わからなんだな。赤磐市はこうやって点々点々になって、どこが何になっとんかというのは。砂川とかこう書いてあったけど、どこが吉井の辺になっとんかとかわからなんだな、全然。今言うたら悪いけど。よろしいです。

他にありませんか。

○委員（永徳省二君） その他でもいいんですか。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 通学路の交通安全に対する対策に関する件で……。

○委員長（北川勝義君） ちょっと待って、この執行部が言った分の。

○委員（永徳省二君） ですよね。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 給食の件なんじゃけど、たびたびお聞きしとるからある程度は認識してきたんじゃけど、要するに材料の購入と、それから今の現状が勤められとる人はそのまま働くのか、その辺がちょっといろいろ話に聞いとんじゃけど、その辺の件と。それから市がきちんと責任を持って、全てを見るという、徹底するということのあれを。その3点をちょっと。

○中央学校給食センター所長（久山勝美君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 所長。

○中央学校給食センター所長（久山勝美君） 3点あったと思います。

まず、1点目ですけど、材料の購入についてですけれども、現在も委託をしても変わりはありませんけど、現在市のほうでは購入業者を登録制としております。その登録された業者の中から栄養士が献立をつくりそれに必要な材料を決められた業者のほうから購入することに変わりはございません。

それから、2点目ですけど、調理員の処遇、特に臨時調理員のことになるかなという気もするんですけど、もし1つのセンターを委託にしますと、正規調理員のほうはほかのセンターへ移動していただきます。それから、臨時の調理員の方については、一人一人面接というか、意見をお聞きして、1つの民間の業者へ行っていただくか、そのまま市のほうで働いていただくか、もしくは扶養の範囲内で働きたいという方もいらっしゃいますので、中にはやめられる方もいるかと思いますが、そういうふうに丁寧に職員のほうにも対応していきたいと考えております。

それから、3点目の市の責任の所在ですが、民間が入りましたら直接の調理指導は、中に入って直接はできませんが、毎日のミーティング等で栄養教諭のほうが民間の栄養士のほうへきっちり指導しまして、決められた衛生管理とか調理物の検査とかいろいろな細かい項目の日々日報があります。その日報を毎日業務が終わったところで民間と直営とですり合わせをしまして、また翌日からの衛生管理とか調理の失敗がないように、そういったことを日々積み重ねながら安全な給食を提供できるように連絡、調整をしてやっていきたいというふうに考えております。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） よろしいです。

○委員（大口浩志君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 大口委員。

○委員（大口浩志君） 逆にこれは計画では、令和2年9月から民間さんでのお願いということになっただけですけど、どちらの市町村もこういう事業が動いとられるようにお聞きをしますが、まずは逆の立場で手を挙げていただける業者がいるんだろうかっていう心配をするんですけど、例えば1者しか手が挙がらなかった場合も含めて、この令和2年9月を柔軟に令和3年であるとか4年であるとか、柔軟な発想で今やっとならるんでしょうか。もう無理やりにでも2年9月にはスタートするんだというようなことでやっておられるんでしょうか。基本のお考えを教えてください。

○中央学校給食センター所長（久山勝美君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 久山所長。

○中央学校給食センター所長（久山勝美君） 今の基本方針では令和2年9月ということで、現在進めております。また、8月に一般保護者の方を対象に中学校単位で方針のほうの説明を

させていただきたいと考えております。今のところですけど、市のほうとしましたら、来年の9月には1つの中央給食センターのほうの委託を開始しまして、その後検証しながら次の段階へ進めていくというふうに、例えば100%何が何でも私のところで答えていいのかあれなんですけど、1つのセンターをめどに導入したいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

大口委員。

○委員（大口浩志君） 私の聞き方が悪かったかもしれないんですけど、流れは流れとして計画があって当たり前で、これはこれでよろしいと思うんですけど、相手があることなので、手が挙がらないということが、岡山県全体的にこういう事業が動いてるから、業者の取り合いのようなことになった場合にその辺ののり代部分を幾らかは含んでおられるのか、余りそれは思わずに事業を進めていこうとされとるのか、なかなか手が挙がりにくいっていう、重くなり過ぎて。やっぱり業者さんも条件のいいところから先に手を挙げられるようなところもお聞きしますので、その辺の認識はいかがなんでしょうか。

○中央学校給食センター所長（久山勝美君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 久山所長。

○中央学校給食センター所長（久山勝美君） 業者の件につきましてですけど、現在岡山県内も、今おっしゃられましたように調理業務等民間になっていく共同調理場がふえております。近隣の市町村の状況を聞きますと、やはり募集をかけましたらそれなりの業者の数は出てきてるといふふうに聞いております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） その業者がどうこういう話は別で、前に聞いた説明では、久山所長、市長もじゃけど、教育長も学校給食の職員の補充をしてねえから、業者がどう言ったかな、大口委員が言った、ふえるふえんの話じゃのうて、もう職員がいないから1つのときに正規は回して、そこは委託になったな、一部民営化したらやってもらわにゃおえん、職員が足らんけえなるという話じゃなかったんですか。たしかそうじゃったと思うて、じゃから今最終的に大口委員が言われた受け手がおらんということになったらそれこそどのようにまた考えて市のほうがしていくかいうんじゃけど、何が何でも大口委員が言われたように、9月じゃねえといけんのんかと言われたのが、そういう意味のことも踏まえてじゃと思うたんじゃけど、何が何でも9月には何とかせなんだら人員は足らんのもんでしょう。違うんかな。どんなんかな。

○中央学校給食センター所長（久山勝美君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 所長。

○中央学校給食センター所長（久山勝美君） 今年度末に正規調理員のほうが3名、定年退職を迎えます。今のところ3人とも再雇用ということを考えておりますけれども、そういうこと

もありまして、どんどん正規調理員が減っているのが事実でございます。どうしても来年度、本当は4月からがいいんですけど、今ある施設を使うので、やっぱり業者の調理の準備期間を春休み中じゃちょっと2週間足らずでは準備できないので、今ある施設を使うとなるとやはり夏休みに準備をして9月から導入というのがいいというふうに考えております。調理員のほうも退職を迎えて手薄になってきますので、来年の9月にはぜひやりたいというふうに考えています。

○委員長（北川勝義君） そのことで僕も総務委員長じゃから関心があって、津山とかほかの委託しとるところでどんなんですかという話をちょろっと聞いてみたら、はっきり言うてこの31年、今時分からやるということは絶対に不可能ですというて、できませんというて、人を通して業者がいけんと言ようりました。何でですかというて聞いたら、東京オリンピックがあるからもう東京オリンピックのかたがつくんじゃねえ、やり出してなかったらもう前にいきませんと。やる準備をしてからというて、令和2年とかというたら何とか間に合うけど、31年度やこう到底できませんというて言ようたんで、僕も聞いたけど、大口委員も聞いてくれた受け手がおらなんだら困るなと思うて、これは何か言い方が悪いけど、1者しか来なんで、結果1者で入札みたいなことになったら、やっぱりいろいろあるんかなと思うて、安心・安全のためには、ちょっと今そういうこともあったんで、あえて聞かせてもらいたかった。令和2年になったらいけるんじゃねえかという話になるんかもしれんけど、ちょっとそこらがどんなかなと今のところあって。

それから、やっぱり全体じゃねえけえやっていって、どう言うたらええんかな、間に合うんじゃろうか。1カ月ぐれえ予備日があるんかな、練習するというのが。大体しょうる人は一緒じゃねえんか。同じプロがしょんじゃけえ、場所が変わるだけじゃねえんか。違うんかな。

○中央学校給食センター所長（久山勝美君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 所長。

○中央学校給食センター所長（久山勝美君） 赤磐市にしましても、導入が初めてのことで、やはり他市の状況をいろいろ聞いているんですけど、今ある施設を利用して調理業務等を民間に出す場合には、3月の下旬まで給食があって、4月導入ではやはり足りない。新規施設を建設する場合はできてそれから4月1日の民間委託、調理業務の、準備は全然とれるんですけど、やはり今ある施設を使うとなると夏休みに1カ月程度準備期間が欲しいという、そのほうがいいというふうに聞いておりますので、赤磐市についてもそのように対応したいというふうに考えております。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

市長、教育長、1つ疑問、変なこと。僕も担当しようた。保育所はいわゆる4園しかないけど、赤坂はひまわりこども園になったわな。保育所は学校で主食を持ってきてつくりょうたんですよ。つくるところは市によって方針が違うじゃろうけど、今後4園しかねえわな、吉井。

吉井は今どうなつとるんかな。つくりょんかな。保育所はつくりょんかな、どんなんじやろうか。ちょっと教えてくださいよ、わかったら。給食センターが配送しようらんのかな。保育所はしようらのんじやな。できたら、数が少のうなってくるんじやけえ、もしするんじやったら、そこもすりゃあ、民間に持っていかんやおえんようになるんじやけど、一部民営化せにやおえんけど、保育所でも4園あったら4人の給食婦さんというんか、おるが。そりゃあ人を勝手に動かすというたら難しいことじゃけど、そこらも活用しとりゃあひょっと大口委員が言った、令和2年のときに間に合わなんだら、9月に間に合わなんだらそういうこともできるんじやねえんか。こんなことを言ったらあれじゃけど、50食、60食するのが余分に、保育所とは違うんかもしれんけど、どんなかなとちょっと思うたんじやけど、難しいか。やっぱり保育所というたら、やっぱりつくるのが。よろしいです。今ちょっと僕が思うて人間が確保できるんかなという気持ちを言いたかったんです。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければ、執行部のほうのその他についてはないようなので、以上をもちまして執行部のは切りたいと思います。

委員の皆さんでその他がありましたら、質問願いたいと思います。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 一般質問で質問させていただいて、通学路の安全対策に関して、通学路交通安全プログラムっていうのをいただいたんですけども、最後に別添資料、対策一覧表っていうのがあるんですけど、これは実際どういう対策なのか御説明いただいていいですか。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員、委員会に出てないからその他のあれなんでわからんで、僕ら委員も書類を持ってません。それで、今手を挙げようた教育次長もわかる範囲でお答え願いてえと思うんで、差しさわりのところでお答え願いたいです。

○教育次長（藤井和彦君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 藤井次長。

○教育次長（藤井和彦君） 通学路の危険箇所につきましては、今永徳委員からありましたように交通安全プログラムの中で学校が危険箇所として上がってきたものにつきまして、学校教育課、くらし安全課、建設課等で協議しながら、点検して今後の対策等を協議して計画的に実施しているものでございます。その別添対応一覧表といいますのは、危険箇所がどこであるとか、今現在どのような対応をしているとか、今後どのように進めるとかというのをまとめたものでございまして、現在公表しているものではなく、内部資料として持っているものでございます。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 我々もどういところが危険箇所かっていうのを知るべきだと思いますので、その対策一覧表のほうをいただくことは可能でしょうか。

○委員長（北川勝義君） 藤井次長。

○教育次長（藤井和彦君） この中には個人情報のことでもありますとか、そういうこともありますので、御提示につきましては検討させていただきたいと思います。

○委員長（北川勝義君） 永徳委員、よろしいか。

○委員（永徳省二君） はい。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければ、これで終わりたいと思います。

閉会に当たりまして、内田教育長のほうから御挨拶をいただきたいと思います。

教育長。

○教育長（内田恵子君） 第7回総務文教常任委員会では、6月議会に出させていただいてる上程議案につきまして慎重なる御審査と適切なる採決をいただきました。大変ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。終わります。

○委員長（北川勝義君） 皆さん、ありがとうございました。

これで、第7回総務文教常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時56分 閉会